

討議内容：日中不再戦／多文化共生／日米地位協定の改定 他

【座長開会挨拶】 分科会の趣旨について

1. 極度に冷え込んだ日中関係をどう認識し、日中友好の再構築から日中不再戦・東アジアの平和共存関係をいかにして構築するか

昨年11月に高市首相は「台湾危機（有事）は、（集団的自衛権行使の前提となる）日本の存立危機事態となりうる。」と首相として初めて国会答弁を行いました。中国政府は、この答弁は「一つの中国」を否定する内政干渉であるとして、その撤回を求めました。撤回に応じない高市政権に態度を硬化させ、レアアースなどの対日輸出規制、日本観光の自粛等が今日、地域経済に深刻な影響を及ぼしています。また、両国首脳間はもちろん、自治体間交流にも各地で中止などの影響が広がっています。

近年、国家間の緊張が高まる中、私たち地方議員交流研修会は、日中不再戦を掲げ、地方自治体こそが主体となり、訪中団の派遣をはじめ自治体・民間交流により、緊張の緩和と平和的問題解決、相互互惠の関係構築に取り組んできたところです。

本分科会では、台湾植民地化→中国東北部傀儡国家→日中全面戦争→抗日運動→日本の敗戦→中華人民共和国建国→国家賠償の放棄→1972年日中共同声明→日中平和友好条約（以降 日中友好4文書）と流れてきた近代から現代の日中関係史を冷静に振り返り、今日の日中関係を適切に認識した上で、良好な日中関係の再構築をいかにして果たすかを討議します。また、これを通し、アジアの一員として、東アジアの平和共存関係の構築も展望します。

1-2. 沖縄・南西諸島から全国に広がる軍備拡大・敵基地攻撃能力保有による戦争準備政治をどう認識し、人間の安全保障の道をいかに切り拓くのか

日中共同声明以降、日本政府は、「中国は一つであり台湾は中国の一部である。」との立場を繰り返し表明してきました。アメリカ歴代政権もまた同様です。こうした国際法関係から生じるはずのない「台湾危機（有事）」説は、しかし、アメリカ国防省内の動きに日本政府が積極的に呼応する軍拡路線を現実化してきました。防衛費のGDP比2%は既に達成し、トランプ政権が求める3.5%（20兆円に近づく）を視野に入れた防衛増税が始まろうとしています。

これを背景に、沖縄琉球弧の軍事要塞化が既成事実として急速に進行しています。米軍の新基地となる辺野古の軟弱地盤の埋め立て、南西諸島への自衛隊の配備、ミサイル施設の拡大、さらには、攻撃を受けることを想定した九州・山口8県への住民避難実動訓練を実施してきました。

「沖縄を再び戦場にするつもりか」との住民の怒りの声が高まり、日米地域協定の改定を求める県民世論は強まっています。私たちは、もはや全国の基地を抱える自治体の共通問題と捉え、今

秋知事選挙を迎える沖縄との反戦平和の連帯を追求していきます。

社会の軍事化の動きは、全国へ急速に波及しています。ステルス型 F35 戦闘機の配備、全国各地への弾薬庫の設置、自衛隊基地の掩体化、重要港湾、重要空港の指定、長射程ミサイルの配備などが、有事を念頭に加速化しています。これらは、継戦能力の向上と敵基地攻撃により招く基地の標的化への対応に他なりません。周辺住民が攻撃に巻き込まれる懸念が高まります。

こうした状況に、自治体、自治体議員はどう向き合い、住民の平和的生存権を保障するためにいかなる取組を積み上げてきたか、各地の経験を交流し、学び合いたい。

2. 世界的なグローバル化の進展と労働力不足などを背景に、地域社会で増加する外国人市民とともに、いかにして国籍や民族の垣根を越えて多文化共生社会を築き上げるか。

昨年の参議院議員選挙で、外国人の不法在留によって治安が悪くなっているとか外国人が社会保障制度で優遇されているかのような言説がにわかに拡大しました。これらの中には、事実に基づかない偏見や差別に当たる言動が含まれ、日本社会に増長する民族排外主義的な風潮に注目が集まりました。

外国人市民・労働者が、地域住民として尊厳を持って働き、暮らし、地域コミュニティの中できちんと生きられる多文化共生社会の構築が喫緊の課題となっています。各地域での外国人市民・労働者の置かれた状況や排外主義的な偏見・差別の実態を事実に基づいて共有しましょう。その上で、多文化共生社会を築くための自治体施策や地域活動など各地の取組から学び合い、自治体から、日本の多文化共生社会構築の課題を明らかにしていきましょう。

3. 国境・民族を超えて平和のうちにともに生存するために、地方自治体、自治体議会、自治体議員はいかなる役割を果たしていくのか

私たちは、地方の立場から、「外交・安全保障は果たして国の専管事項か」と問いたい。1973年不成立とはなりましたが、川崎市の都市憲章条例案にみる自治体の主体性と独立性に関する先駆性を見いだしておきたいと思います。 ※参考

憲法に規定される「地方自治の本旨」とは、住民の基本的人権の保障・具現化にあると解される。そこから、憲法上の平和的生存権保障の責務が導き出される。故に、自治体の平和外交、地方の抵抗と自己決定が要請される。沖縄県民が困難な情勢の中、島ぐるみで不屈の基地反対の住民運動に立ち上がっていること、全国の米軍、自衛隊基地に異議を申し立てる住民運動、市民運動、労働者運動が闘われていることの意義を私たちも確認し連帯したいと思います。

地方自治体は、国内外の地方自治体と不断に友好交流を深める努力を行い、市民レベルの相互理解・相互信頼と国家間の緊張緩和に大きな役割を負う。これらを通じ、不戦のための国際連帯

を構築することは、地方議員、地方議会の積極的な任務と捉えたい。そうした不戦、平和を志向した各自治体や議会、議員の取組を経験交流したい。

とりわけ、今交流研修会でも討議される、日中不再戦を目的とする訪中団活動についても、地方議員の参加の拡大、取り組む地方議員・議会を広げる方向で、その意義を確認し合っていきたいと思います。

今次第1分科会では、こうした討議を真摯に行い、全国の地方自治体からの声として、

1. 国民生活の最優先、国際相互依存を前提とした全方位に友好的国際関係の構築 2. 地域住民の安全と人権を保障するための日米地位協定の改定

3. 地域住民の生活のための多文化共生

これらを柱とする政府要請案をとりまとめていきます。

以上

※「住民運動の先達として、1973年川崎市が制定を試みた「川崎市都市憲章条例」案が、その第1章を「平和・市民主権・自治」と名付け、第1章「都市の平和」において、「平和権」「平和都市の建設」「国際都市連携」を掲げていることに平和を希求する住民自治の先駆性をみてきた。

私たちが構想する「国際地方政府金沢」は、歴史文化都市であり、地政学上も歴史上もアジアに向き合う自治体として、1985年採択の「平和都市宣言」を発展させ、仮称「非戦平和条例」の制定を軸に、平和を先導する包括的で積極的な諸政策を実施する。それにより、東北アジアの平和連帯に自治体、住民として参画し、国境と民族を超えて誰もが平和のうちに生き、人間の尊厳を擁護発展させられる平和都市建設に邁進する。」

市民の政策研究会「くるま座」『金沢国際地方政府宣言』

〔誰もが平和のうちに生きられる非戦平和都市金沢〕

～地方政府の平和・外交政策～より

「ところで、国内政治においては、この時代は、地方分権推進の時代と重なる。地方への権限委譲の必要性が叫ばれるにつれて、福祉をはじめとする民生分野は地方が担い、外交・安全保障は国の専管事項であるとの役割分担論が強調されてきた。実際に、地方分権一括法の中で、法定受託事務ばかりではなく自治事務においても、国が自治体に安全保障措置への協力を事実上強制できると読める法改正や自治体の関与権の剥奪が散見できる。国家に外交・安全保障を専管事項として委ねて、果たして自治体が、市民の平和のうちに生きる権利を保障することができるのか、歴史を洞察し、厳しく問い直す必要がある。

とりわけ、私たちは銘記しておきたい。自治体には、平和憲法や地方自治法の基本理念、さら

には国際人道法などの国際法に基づき、住民の平和的生存権保障のために抵抗する権利がある。具体的には、平和憲法の理念が具現化された土地の軍事利用禁止原則がある。また、非軍事平和利用の徹底を求める港湾法には自治体に許認可権を与えている。これらを駆使し、神戸市では、神戸市議会の議決により、核搭載艦の入港を拒否する「非核神戸方式」が今日まで機能している。

また、ほとんどの自治体で、「非核平和都市宣言」が採択されてきた。これを理念や道義的宣言に止めず、藤沢市や苫小牧市のように法的拘束力を持たせる非核平和都市条例を制定した先駆的なとりくみに注目したい。このような自治体における立法権によって、有事法制下で万が一戦争に巻き込まれるようなことがあっても、それに参加協力せず、住民が戦火に見舞われることを防ぎ、平時から平和的な都市や地域社会づくりにとりくむ住民運動が広がってきた。

それは、国際人道法であるジュネーヴ条約第1追加議定書第59条の「無防備地域宣言」に依拠し、違法な攻撃が禁止される無防備都市を条例によって実現させるものである。同追加議定書第59条は、「いかなる手段によっても紛争当事国が無防備地域を攻撃すること」を禁止し、その無防備地域に4つの条件をあげている。(a)すべての戦闘要員並びに移動兵器及び移動軍用設備は、撤去されていなければならない。(b)固定の軍用施設又は営造物を敵対目的に使用してはならない。(c)当局又は住民により、敵対行為がなされてはならない。(d)軍事行動を支援する活動が行われてはならない。

また、同追加議定書は、軍民分離原則により被害が一般住民に及ばないようにすることや文化財の保護をも求めている。この国際条約に依拠する平和都市づくりは、一国内の平和のみを優先するものではなく、侵略や国際紛争の武力解決の否定により、戦争の違法化、世界平和の道に貢献しようとするものであることを肝に銘じておきたい。その責務はまさに平和憲法を持つ日本の責務である。憲法理念に合致する国際条約の遵守義務、平和的生存権や自治権を尊重する観点から、国はそれを自治体が主体的に実施することを積極的に肯定し、その条件整備に尽力すべきである。

市民の政策研究会「くるま座」『金沢地方政府宣言』同より

地方自治制度・地方自治体の独立性を制約する立法措置

管政権「重要土地利用規制法」

岸田政権 地方自治法改正「国の補充的指示権」

高市政権 予備自衛官等の兼業特例法（自治体職員の予備自衛官兼務の円滑化）